

## 本山町住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本山町住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 町は、自然資源である太陽光を活用し、2050年カーボンニュートラル実現に向けたCO<sub>2</sub>の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備の導入促進を図ることを目的に、次条に規定する補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自ら居住し、又は居住を予定している専用住宅（一戸建て住宅又は共同住宅）に太陽光発電設備及び蓄電設備等の両方を導入し、発電した電力は専ら住宅において消費する個人に対してとする。ただし、既に当該専用住宅に太陽光発電設備を導入している場合は、蓄電池設備等のみの導入についても補助対象とする。

2 補助金で設置する設備等は、別表第1に掲げる要件を全て満たさなければならない。

### (補助対象者及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 第10条に規定する実績報告をする日において、本町の住民基本台帳に記載されている者
  - (2) 自らが居住している町内の専用住宅又は町内に居住を予定し新築又は改築する専用住宅に発電システム及び蓄電池設備を設置する個人であること
  - (3) 電力事業者と電力受給契約を締結していること
  - (4) 県税および町税を滞納していないこと
  - (5) 補助対象者及び工事の施工業者が、本山町暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第3号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第1項第2号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表2に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この補助金に係る規則、要綱、その他法令等に従わなければならないこと。
  - (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
  - (3) 当該補助事業により取得等した設備及び機器の運用については、法律等で定められた基準を遵守すること。
  - (4) 当該補助事業により取得等した設備及び機器については、保険等への加入に努めること。
- 2 補助対象者が、この補助金を他の用途に使用した場合、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、規則、交付要綱若しくはこれに基づく町の処分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。
- 3 補助事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る町の扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、第5条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)に対し補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に該当する補助事業の内容の変更が生じた場合は、あらかじめ補助金変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の新設又は廃止
- (2) 補助事業の施行箇所の変更

(3) 補助事業の完了予定年月日の延期

(4) 補助金額の増額

2 町長は前項の申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、変更等の可否を決定するとともに、補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 町長は、既に着手した補助事業で、その必要があると認める者について、補助金を概算払することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書（様式第8号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

(3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならないこと。

2 前項の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内において、町長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者が前号の規定により町長の承認を得て財産の処分等をしたことにより収入があったときは、町長は、当該収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(調査及び協力)

第15条 町長は、事業の適正な執行を確保するために必要な範囲において、補助事業者に対し、書類の提出もしくは報告を求め、又は必要な調査を実施することができる。

2 補助事業者は、補助対象設備の使用状況等に関する調査その他町長が必要と認める事項に協力しなければならない。

(情報公開)

第16条 補助事業に関して、本山町情報公開条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、条例第7条に規定する不開示情報以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。